

当初決定年月日 平成 13 年 5 月 15 日

最終変更年月日 平成 24 年 12 月 6 日

## 大和都市計画地区計画の変更(生駒市決定)

都市計画生駒市都市計画道路菜畑乙田線沿道地区地区計画を次のように変更する

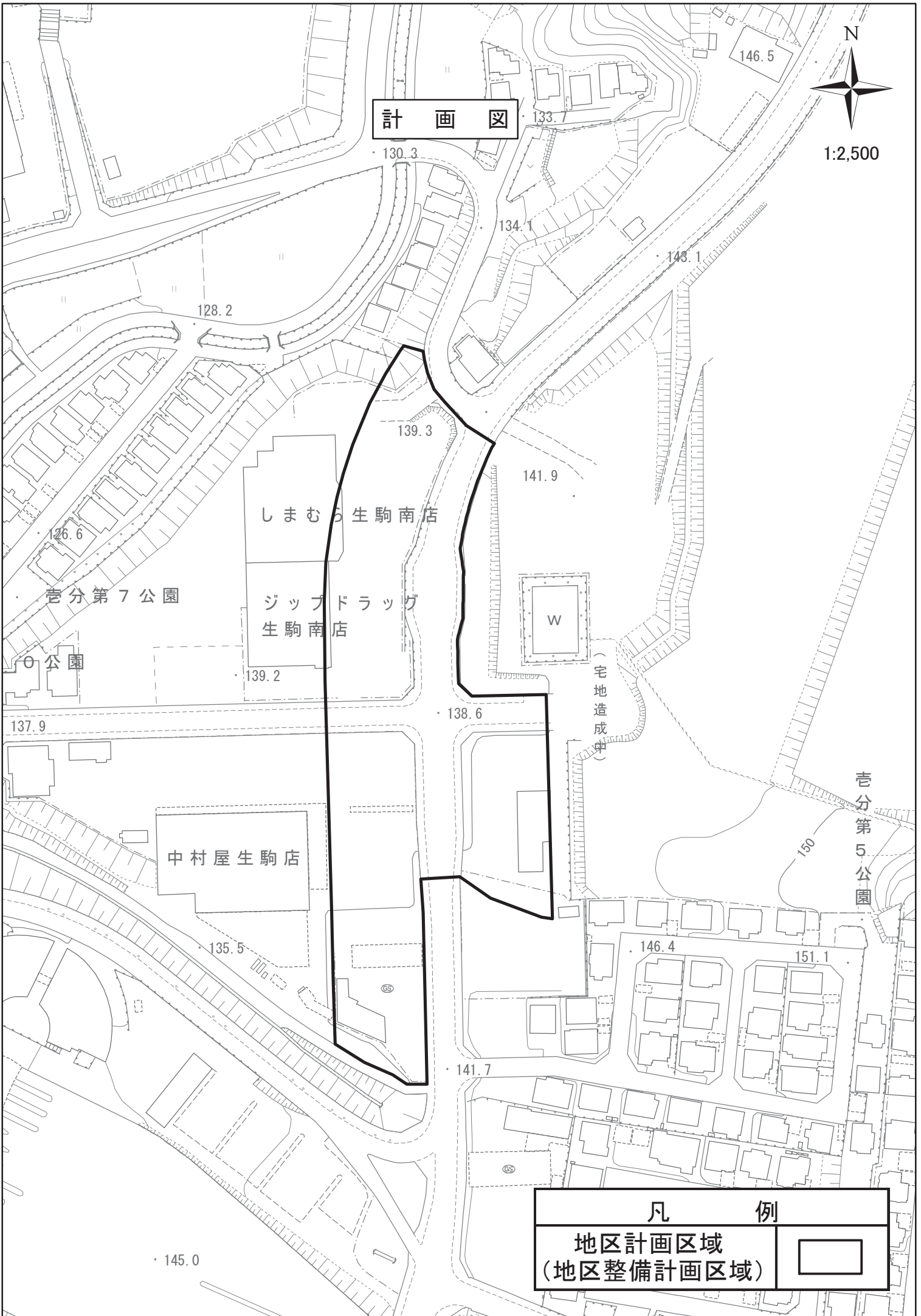
名称	生駒市都市計画道路菜畑乙田線沿道地区地区計画		
位置	生駒市老分町の一部		
面積	約 1. 1 h a		
区域の整備・開発又は保全の方針	地区計画の目標	本地区は、第 2 阪奈道路小瀬ランプの北側に隣接し、地区内を都市計画道路菜畑乙田線が通り、交通の便に恵まれた地域である。また、この地域の南東部では良好な住宅市街地が形成されており、今後も新たな住宅地の開発が見込まれている。 このため、日常生活の利便性に資する良好な沿道地域の創出と保全を図るため、地区計画を策定し、合理的な土地利用計画のもとに、建築物の規制、誘導を積極的に推進し、良好な地区の環境の形成を図ることを目的とする。	
	土地利用の方針	日常生活の利便性に資する魅力ある店舗等を配置し、良好な沿道地域の形成を図るとともに周辺地域と調和のとれた市街地の形成を推進する。	
	地区施設の整備方針	整備された道路等の公共施設は、機能が損なわれないように維持、保全を図る。	
	建築物等の整備方針	周辺の住宅市街地と調和のとれた魅力ある店舗等を誘導するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物の壁面の位置の制限を定めるものとする。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 住宅（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（い）項第 1 号及び第 2 号に係るもの） 2 1 階以下の部分を居住の用に供する共同住宅 3 寄宿舍又は下宿 4 工場（自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するものを営むもので作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0. 75 キロワット以下のものに限る。）を除く。） 5 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 6 ホテル又は旅館 7 自動車教習場 8 畜舎
		建築物の敷地面積の最低限度	1, 000 平方メートル
		建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1 メートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない  (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さ合計が 3 メートル以下であること。 (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2. 3 メートル以下で、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以内であること。 (3) ごみ置場、自転車置場及び公衆電話所の用に供するもの。

区域は計画図表示のとおり。



1:2,500

計 画 図



凡 例

地区計画区域  
(地区整備計画区域)

